



しゅっさん

出産・

こそだ

子育て・教育

きょういく

こそだ

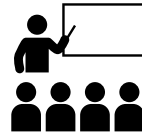
子育てのサポート

にんしん しゅっさん いくじ
妊娠・出産・育児

p60

こそだ しえん
子育て支援サービス

p62

こそだ
子育てセミナー

p69

ほ いくえんどう
保育園等

p69

こ ども えん
子ども園

p70

よう ち えん
幼稚園

p70

しょうがっこう ちゅうがっこう
小学校・中学校

p70

ぎ む きょういく い こう
義務教育以降の
教育

p71

じ どうかん じ どう
児童館・児童コーナー・
学童クラブ

p72

がっこう にほんご がくしゅう
学校での日本語学習

p73

ち いき にほんご がくしゅう
地域での日本語学習

p73

妊娠・出産・育児

■妊娠届・母子健康手帳の交付

☎ 牛込保健センター

☎ 03-3260-6231

☎ 四谷保健センター

☎ 03-3351-5161

☎ 東新宿保健センター

☎ 03-3200-1026

☎ 落合保健センター

☎ 03-3952-7161

☎ 健康づくり課 健康づくり推進係

☎ 03-5273-3047

妊娠がわかったら、なるべく早く妊娠届を保健センター、健康づくり課健康づくり推進係、特別出張所のいずれかに提出してください。

妊娠した方に、妊娠・出産の経過、子どもの発育状況、健康診査、予防接種などを記録する「母子健康手帳」を交付します。

また、妊娠・出産・育児に関する手引書や妊婦健康診査受診票などが入った「母と子の保健バッグ」をお渡しします（住民登録のある方のみ）。

○対象者

妊娠した方（原則として新宿区に住民登録のある方）

○申込方法

窓口でお渡しする妊娠届を提出。

○届出先

保健センター、健康づくり課健康づくり推進係、特別出張所

※詳しくは上記へお問い合わせください。

※健康づくり課、保健センターでは、母子健康手帳の外国語版（韓国語、中国語、スペイン語、タガログ語、英語、ポルトガル語、タイ語、インドネシア語、ベトナム語、ネパール語）をお渡ししています。韓国語、中国語、英語版は特

別出張所にもあります。

ご希望の方は手帳交付時に申し出てください。

■出産・子育て応援事業 (ゆりかご・しんじゅく)

☎ 各保健センター

健康づくり課 健康づくり推進係

妊婦の方が妊娠中から子育て期まで安心して過ごせるよう応援するために、保健師等の専門職が面談し、妊娠中や産後の情報を紹介しています。保健センター・健康づくり課健康づくり推進係で妊娠届を出した方は、その場で面談を受けることができます。特別出張所で届出した方は、母子健康手帳を持って保健センター・健康づくり課健康づくり推進係に来てください。

妊娠中に新宿区に転入した方も、面談の対象になります。

■母親学級・両親学級

☎ 各保健センター

妊娠・出産・育児について、妊娠中の方やこれから父親になる方を対象に講座を開催します。

○申込方法

詳しくは二次元コードからご確認ください。



■はじめまして赤ちゃん応援教室

☎ 各保健センター

妊婦と産婦を対象に、助産師・保健師などによる相談・助言、子育て情報の提供などを行います。予約が必要です。詳しくは二次元コードからご確認ください。



出産・子育て・教育

■産前産後支援事業

子ども総合センター

産前産後に、家事や育児の手伝いが必要な場合、ヘルパー等を派遣します。

○対象

＜区内在住で次のいずれかに該当する方＞

- ・妊婦の方
- ・0歳のお子さんを養育している方
- ・1～2歳のお子さんと4歳未満の兄弟を養育している方
- ・0～2歳の多胎児（双子、三つ子など）を養育している方

○利用料金

1時間 1,000円または 1,500円

（減免制度があります）

- 事前の登録が必要です。登録方法や利用の詳細については二次元コードからご確認ください。



■ベビーシッター利用支援事業 （一時預かり利用支援）

子ども総合センター

仕事やリフレッシュ、病気などの理由により、ベビーシッターを利用した場合に、利用料の一部を助成します。

○対象

区内在住で0歳～小学校入学前のお子さんがいる方

○利用時間

24時間 365日

○助成金額

子ども一人1時間当たり 2,500円（7:00～22:00）または 3,500円（22:00～7:00）

○利用方法

ベビーシッターサービスを利用した後、郵送で申請してください。



対象の事業者や申請方法などは、二次元コードからご確認ください。

■出生届

戸籍住民課 戸籍係

生まれてから14日以内に、生まれた場所か届出人の現住所の役所に、父または母が届け出てください。

また、次の届出も忘れないでください。

- ・出生後30日以内に東京出入国在留管理局で在留資格の取得許可申請
- ・本国関係の手続き（旅券の申請など）

※両親またはどちらか一方が特別永住者で、日本で生まれた子どもの特別永住許可申請をする場合は、出生後60日以内に戸籍住民課住民記録係へ申し出てください。この場合は出生届受理証明書が必要です。その他の必要書類については、戸籍住民課住民記録係（☎03-5273-3601）にお問い合わせください。

■産後ケア事業

各保健センター

健康づくり課 健康づくり推進係

出産後、「自宅に帰っても育児を手伝ってくれる人がいなくて不安」「お産や育児の疲れで体調がよくない」など、産後の育児支援が必要なお母さんと赤ちゃんへの支援です。

支援施設に宿泊するショートステイ型・支援施設に日中通うデイサービス型・助産師が利用者の自宅に訪問するアウトリーチ型の3つのタイプがあります。詳しくは二次元コードからご確認ください。



○利用できる方

- ・お母さんと赤ちゃんともに新宿区に住民登録がある方
- ・産後ケアを必要とする方



出産・子育て・教育

・お母さんと赤ちゃんともに医療行為・入院加療
の必要のない方

○利用料

自己負担額があります（減免制度があります）

○申込方法

事前の登録申請が必要です。妊娠8か月（28週）以降に担当の保健センターの窓口、または郵送で申請してください。

■すくすく赤ちゃん訪問

各保健センター

生後4か月以内の赤ちゃんのいるご家庭を訪問指導員（助産師・保健師等）が訪問します。赤ちゃんの体重測定や育児相談、母子保健サービスの紹介などを行います（無料）。母子健康手帳に添付してある「すくすく赤ちゃん訪問連絡票」（出生通知票）を赤ちゃんが生まれたらすぐにお送りください。

■離乳食講習会

各保健センター

生後5～6か月頃の子どもの持つ保護者を対象に離乳食の進め方（調理実演、試食あり）と事故防止について、お話しします。対象者には案内状をお送りします。

予約が必要です。詳しくは二次元コードからご確認ください。



■1歳児食事講習会

各保健センター

1歳～1歳6か月の子どもを持つ保護者を対象に離乳完了期の食事やおやつについて、お話しします。

「はじめて歯科相談」の通知に記載されている日に受けてください。

■歯科衛生相談

各保健センター

1歳児と2歳児それぞれを対象に、歯科医師と歯科衛生士による相談を行っています。

対象者には、個別に通知をお送りします。

■乳幼児の健康相談

各保健センター

乳幼児の心や体の健康、発達、育児、栄養、歯のことなどについて、保健師、栄養士、歯科衛生士などが相談に応じます。

子育て支援サービス

■乳幼児健康診査

各保健センター

乳幼児を対象に、指定された月齢に無料で身体計測や診察などを行っています。これらは担当の保健センターから個別に通知されます。見落とさないようにしましょう。

●3～4か月児健診

実施場所：保健センター

通知：個別に通知

内容：計測、診察、個別相談

●6～7か月児健診・9～10か月児健診

実施場所：都内委託医療機関

通知：3～4か月児健診時に受診票を交付

内容：計測、診察

●1歳6か月児健診

実施場所：区内委託医療機関

通知：個別に受診票を送付

内容：計測、診察

健診受診後に、バースデーサポートギフトをお送りします。



● **1歳6か月児歯科健診**
 実施場所：保健センター
 通 知：個別に通知
 内 容：歯科健診、個別相談

● **3歳児健診**
 実施場所：保健センター
 通 知：個別に通知
 内 容：計測、診察、歯科健診、個別相談
 ※詳しくは会場の保健センターにお問い合わせください。

■ 予防接種

保健予防課 予防係

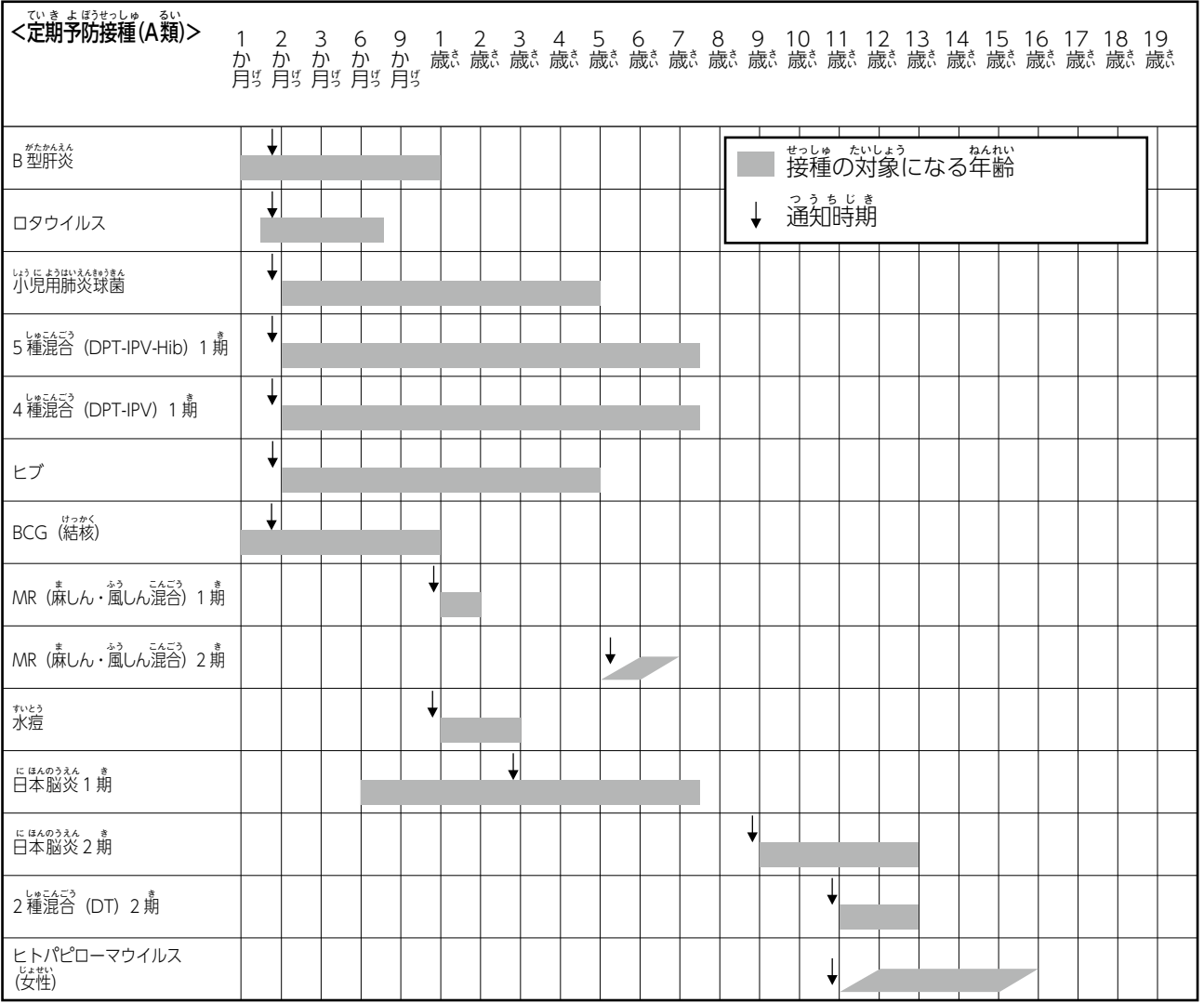
予防接種は、赤ちゃん自身が免疫をつくり、病気を予防するのに役立ちます。

新宿区では、区民を対象に予防接種に係る費用を助成しています。年齢や予防接種の種類などにより、実施時期が異なります。該当する方には予防接種予診票をお送りしています。

<定期予防接種（A類）無料>

● **B型肝炎**
 対象者：1歳未満、3回
 ※母子感染予防対象者として、健康保険によりB型肝炎ワクチンを受けた子どもは、定期接種の対象外です。

● **ロタウイルス**
 対象者：① 出生6週0日～24週0日の間に
 ある方、2回（1価「ロタリックス」
 を接種する場合）
 ② 出生6週0日～32週0日の間に



出産・子育て・教育

ある方、3回（5価「ロタテック」
を接種する場合）

※いずれも1回目を出生14週6日までに接種す
ることが推奨されています。

●小児用肺炎球菌

対象者：生後2か月～5歳未満、1～4回
（回数は初回接種開始時期等により異
なります）

●5種混合（DPT-IPV-Hib）1期

対象者：生後2か月～7歳6か月未満、4回

●4種混合（DPT-IPV）1期

対象者：生後2か月～7歳6か月未満、4回

●ヒブ

対象者：生後2か月～5歳未満、1～4回
（回数は初回接種開始時期等により異
なります）

●BCG（結核）

対象者：1歳未満、1回

●MR（麻しん・風しん混合）1期・2期

対象者：1期→1歳～2歳未満、1回
2期→5歳～7歳未満で、小学校就学
前の1年間（4月1日～3月31
日）1回

●水痘

対象者：1歳～3歳未満、2回

●日本脳炎1期・2期

対象者：1期→生後6か月～7歳6か月未満、
3回
2期→9歳～13歳未満、1回

※1995年4月2日～2007年4月1日生まれ
の方は、20歳になるまでの間に不足回数分を
無料で接種できます。

●2種混合（DT）2期

対象者：11歳～13歳未満、1回

●ヒトパピローマウイルス（HPV）

対象者：小学6年生～高校1年生相当年齢の女
性、2～3回（回数は使用ワクチン及
び接種開始年齢によって異なります。）

※1997年4月2日～2009年4月1日生まれ
の接種が完了していない方で、2022年4月1
日～2025年3月31日までに少なくとも1

回以上接種している方は、2026年3月31日
まで不足分を無料で接種できます。

<任意接種>

次のものがあります。詳しくはお問い合わせく
ださい。生活保護受給世帯等の方は、いずれも自
己負担額が免除されます。

●おたふくかぜ

対象者：1歳～小学校就学前（6歳になる日以
後の最初の3月31日まで）、1回
一部自己負担額あり。

●インフルエンザ

対象者：生後6か月～13歳未満（接種時期に
制限あり）、最大2回
一部自己負担額あり。

●MR（麻しん・風しん混合）

対象者：2歳～18歳で、定期接種未接種の方
（定期接種対象者を除く）、最大2回
（未接種回数分）無料で接種できます。

●男性ヒトパピローマウイルス（HPV）

対象者：小学6年生～高校1年生相当年齢の男
性、年度内に接種する回数分（最大3
回）無料

※2008年4月2日～2009年4月1日生まれ
の男性のうち、2024年4月1日～2025年
3月31日までに少なくとも1回以上接種して
いる方は2026年3月31日まで不足分を無料
で接種できます。

■子どもの歯と口の健康チェック

健康づくり課 健康づくり推進係

3歳～7歳のお子さんを対象に、区内委託歯科
医療機関の歯科医師が無料で歯と口の健康チェッ
クと歯の質を強くするためのフッ化物塗布を行いま
す。対象の方には、区から受診票をお送りします。



■誕生祝い品の支給

子ども家庭課 子ども医療・手当係

子どもの誕生をお祝いして、「誕生祝い品」をお贈りします。

支給対象は、新宿区内に住所があり、新たに子どもを出産し、かつ、その子どもも新宿区内に住所を定めた方です。

対象となる方へは、区からお知らせします。

■子どもの医療費助成

子ども家庭課 子ども医療・手当係

18歳到達以後の最初の3月31日までの児童で、日本の健康保険に加入している方に申請により医療証を交付しています。

東京都内の医療機関等の窓口でマイナ保険証（健康保険証）と医療証と一緒に提示することで、保険適用分の医療費について自己負担なしで受診できます。また、入院時に食事療養費を支払ったときや、都外の医療機関を受診したときなど、医療費を自己負担した場合は、助成申請してください。

○手続き

必要書類を用意し、子ども家庭課子ども医療・手当係または特別出張所で申請してください。

○必要書類

- ・申請者名義の振込口座が確認できるもの
- ・子どもが健康保険に加入していることが確認できるもの

■子どもショートステイ

子ども総合センター

●子どもショートステイとは

18歳未満のお子さんを対象に、次の要件で昼夜を通してお子さんを養育する方がいないときに、区内の児童福祉施設や協力家庭で預かり、養

育する制度です。

- ・病気や出産のため入院する
- ・家族の病気の介護をする
- ・事故や災害にあった
- ・育児により疲労している
- ・宿泊を伴う出張をする（年間利用日数制限あり）
- ・そのほか、お子さんを家庭で養育できない事情ができた

○対象

区内在住の生後60日～18歳未満の子ども

○利用できる日数

7泊以内（1泊は24時間）。日帰り利用はできません。

○お預かりする施設など

二葉乳児院、区内ショートステイ協力家庭

○利用料

1泊（24時間）3,000円（保護者の方の所得により減免制度があります）

○利用の要件・方法

利用の詳細については二次元コードからご確認ください。



■トワイライトステイ

子ども総合センター

夜間、子どもを養育できないときに、区内協力家庭で最大5時間預かる制度です。

○対象

区内在住の生後60日～18歳未満の子ども

○利用できる時間・回数

原則17:00～22:00のうち5時間。年12回

○利用料

1回2,000円（保護者の所得により減免制度があります）

○利用の要件・方法

利用の詳細については二次元コードからご確認ください。



出産・子育て・教育

■ 児童手当

子ども家庭課 子ども医療・手当係

18歳到達以後の最初の3月31日までの児童を養育している方に手当が支給されます。

支給対象児童 1人あたり

0歳～3歳未満の第1子・第2子	月額 15,000 円
3歳～18歳年度末までの第1子・第2子	月額 10,000 円
0歳～18歳年度末までの第3子以降	月額 30,000 円

※ 子の人数は、22歳到達以後の最初の3月31日までの間にある子の中で数えます（監護相当・生計費負担関係にある子）。

○ 注意点

支給するためには申請が必要です。申請が遅れると支給開始が遅れる場合があります。申請にあたり、申請書以外にも書類の提出をお願いすることがあります。

■ 児童育成手当

子ども家庭課 育成支援係

児童育成手当には二つの手当があり、申請により支給されます。いずれの手当も所得制限があります。

● 育成手当

18歳到達以後の最初の3月31日までの児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方

- ・ 父母が離婚した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母に重度の障害（身体障害者手帳 1 ～ 2 級程度）のある児童
- ・ 父または母が生死不明である児童

- ・ 父または母に引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- ・ 父または母が裁判所から DV 保護命令を受けた児童
- ・ 父または母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ・ 婚姻によらないで出生し、子の父（父子家庭の場合は母）に扶養されていない児童

○ 支給額

児童 1 人につき月額 13,500 円

● 障害手当

次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童を扶養している方

- ・ 「愛の手帳」の 1・2・3 度程度
- ・ 「身体障害者手帳」の 1・2 級程度
- ・ 脳性麻痺または進行性筋萎縮症

○ 支給額

児童 1 人につき月額 15,500 円

■ 児童扶養手当

子ども家庭課 育成支援係

18歳到達以後の最初の3月31日まで（一定の障害のある場合は 20 歳未満）の児童で、次のいずれかの状態にある児童を養育している父または母もしくは養育者に対して支給する手当です。手当を受けるためには申請が必要です。また、所得制限があります。

- ・ 父母が離婚した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母に重度の障害（身体障害者手帳 1 ～ 2 級程度）のある児童
- ・ 父または母が生死不明である児童
- ・ 父または母に引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- ・ 父または母が裁判所から DV 保護命令を受けた児童



- ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ・婚姻によらないで出生し、子の父（父子家庭の場合は母）に扶養されていない児童
- ※児童が国外で生活している場合は受給できません。

○支給額（2024年11月現在）

- ・児童1人の場合
全部支給 月額 45,500 円
一部支給 所得に応じて月額 10,740 円～45,490 円
- ・児童2人目以降の加算額
全部支給 月額 10,750 円
一部支給 所得に応じて月額 5,380 円～10,740 円

■特別児童扶養手当

子ども家庭課 育成支援係

下記程度の障害のある20歳未満の子どもを養育している方に支給する手当です。手当を受けるためには申請が必要です。また、所得制限があります。

●身体障害

- ・おおむね「身体障害者手帳」1級～3級程度（下肢障害については4級の一部を含む）
- ・疾患により長期にわたる安静を必要とする程度の状態にあるものなど

●知的障害

- ・おおむね「愛の手帳」1度～3度程度

●精神障害

- ・上記と同程度の障害（自閉スペクトラム症等により日常生活に著しい制限を受ける方等）

●重複障害

- ・複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。

○支給額（2024年4月現在）

障害児1人につき月額

1級 55,350 円

2級 36,860 円

（障害の程度に応じて決まります。）

■ファミリーサポート事業

社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会

新宿区ファミリー・サポート・センター

新宿区高田馬場 1-17-20

03-5273-3545

●通常の預かり

区民による会員制の相互援助活動により、地域の中での子育てを支援しています。子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助をしたい方（提供会員）とともに登録が必要です。

○対象

区内在住・在勤・在学で、生後43日～18歳までの児童の保護者

○相互援助活動の内容

- ・保育園、子ども園、幼稚園、小学校、学童クラブ等の保育施設の開始時間まで児童を預かること

- ・保育施設等の終了時間後、児童を預かること

- ・保育施設等までの送迎を行うこと

- ・保育施設等の休業日に児童を預かること

- ・その他会員の子育ての援助に必要な活動

○利用時間

6：00～22：00

○利用料金

7：00～19：00 1時間 800 円

上記以外の時間帯、年末年始は1時間 900 円

○利用方法

- ①ファミリー・サポート・センターへ登録手続き（要予約）をし、利用申込みをする。

- ②提供会員を紹介してもらい、事前打合せをする。

- ③サポートをお願いする。



出産・子育て・教育

●病児・病後児預かり

児童が病気のときや、病気の回復期にあり、保育施設などに預けることができないときに、提供会員が利用会員か提供会員の自宅ですぐ預かります。

○対象

区内在住で1歳～小学6年生の会員登録している児童の保護者

○利用時間

8:00～18:30（土・日・祝休日・年末年始を除く）

○利用料金

1時間1,000円

※事前に医師の診断が必要です。病状によっては利用できない場合があります。

○利用方法についてはお問い合わせください。

■地域子育て支援センター

乳幼児とその保護者が自由に利用できる親子の遊び場、つどいの場所です。利用料は不要です。開館日・時間などについてはお問い合わせください。

●地域子育て支援センター二葉

新宿区南元町4

03-5363-2170

交通：JR信濃町駅から徒歩8分、JR四ッ谷駅から徒歩13分

●地域子育て支援センター原町みゆき

新宿区原町2-43

03-3356-2663

交通：都営大江戸線牛込柳町駅から徒歩2分

■ゆったりーの

親と子を対象にした会員制の施設です。詳細はお問い合わせください。

新宿区北山伏町2-17 北山伏児童館1階

03-5228-4377

交通：東京メトロ…東西線神楽坂駅から徒歩10分

都営地下鉄…大江戸線牛込神楽坂駅または牛込柳町駅から徒歩10分

都バス…飯62・橋63系統「山伏町」から徒歩5分。白61系統「牛込柳町駅前」から徒歩10分

■子ども総合センター・子ども家庭支援センター

子ども総合センターは、障害児への対応を含め、総合的に子育てをサポートしています。子ども家庭支援センターや児童館としての機能を持つほか、学童クラブや、放課後などに障害児に活動の場を提供するサービスがあります。

子ども家庭支援センターは、児童館としての機能を持つほか、地域の子育て家庭をサポートします。

●子どもと家庭の総合相談

子育ての不安や悩み、困っていることやわからないことなど、ご相談ください。センターのスタッフが一緒に考え、アドバイスします。また、必要に応じて専門機関の紹介などもします。

●子どもの預かりサービス等

○産前産後支援事業（61ページ参照）

○子どもショートステイ（65ページ参照）

○トワイライトステイ（65ページ参照）

○ひろば型一時保育

乳幼児を短時間預かる制度です。子ども総合センター・榎町子ども家庭支援センター・中落合子ども家庭支援センターで実施しています。

○子育て訪問相談

経験豊かな相談員が訪問し、子育て相談を受けたり、遊びの紹介、食事の進め方、その他子育てに関する情報提供等を行います。子ども総合センターにお申し込みください。



○^{か ていほうもんがた こ そだ}家庭訪問型子育てボランティア推進事業（ホームスタート）
^{にんしんちゅう いく じ}妊娠中や育児（0歳～6歳）について^{ふ あん}不安がある保護者・妊婦の家庭を訪問します。

●^{おや こ}親と子のひろば

- ・^{かいかん じ かんちゅう}開館時間中いつでも自由^{じ ゆう}に来館して、一日中遊べるように施設を開放しています。
- ・^{にゅうよう じ も ほ こしや かた こうりゅう なか ま}乳幼児を持つ保護者の方の交流や仲間づくりを兼ねた行事、子育て支援講座も開催しています。

●^こ子どもの虐待防止に向けて

^{ぎゃくたい}虐待かな？と心配に思ったら、子ども総合センターか、子ども家庭支援センターに連絡してください。地域や関係機関、東京都児童相談センターと連携して問題の解決を図ります。

●^{はったつ そうだん}発達相談・サービス利用相談

子どもの発達への不安や関連サービスの利用等について相談を受けます。また、専門的な支援等を行うサービスや、発達に不安のある子どもを預かる障害幼児一時保育サービスもあります（子ども総合センター）。

☎^こ子ども総合センター

^{しんじゅく く しんじゅく}新宿区新宿 7-3-29
☎ 03-3232-0675

☎^{しなの まち こ}信濃町子ども家庭支援センター

^{しんじゅく く しなの まち}新宿区信濃町 20
☎ 03-3357-6855

☎^{えのまち こ}榎町子ども家庭支援センター

^{しんじゅく く えのまち}新宿区榎町 36
☎ 03-3269-7345

☎^{なかおちあい こ}中落合子ども家庭支援センター

^{しんじゅく く なかおちあい}新宿区中落合 2-7-24
☎ 03-3952-7752

☎^{きたしんじゅく こ}北新宿子ども家庭支援センター

^{しんじゅく く きたしんじゅく}新宿区北新宿 3-20-2
☎ 03-3362-4152

^{こ そだ}子育てセミナー

■^{た げん こ こうこう しんがく}多言語高校進学ガイダンス

☎^{こうえきざいだんほうじん しんじゅく み らいそうぞうざいだん}公益財団法人 新宿未来創造財団 ^{ち いき ゆうこう と}地域・友好都市交流課

☎ 03-3232-5121
FAX 03-3209-1833

^{おも}主に、区内在住・在学の外国人生徒とその保護者に向けた、日本の高校進学についての説明・相談会です。公立・私立各高校についての説明のほか、進路の概要説明をしています。通訳付きです。実施時期など詳細はお問い合わせください。

■^{こ そだ こう ざ よう じ}子育て講座・幼児サークル

☎^{じ どうかん}児童館

子育てに関する講座や乳幼児のお子さんの仲間づくりのためのサークルを行っています。詳しくは、お近くの児童館へお問い合わせください。

^{ほ い く えん とう}保育園等

■^{にん か ほ い く えん とう にゅう えん}認可保育園等に入園する

☎^{ほ い く か にゅう えん にんていかり}保育課 入園・認定係（区立・私立保育園等とも）

^{にん か ほ い く えん}認可保育園は、保護者が就労によりお子さんの保育を必要とする場合に、お子さんをお預かりし、「養護と教育」を一体的に行うことを目的とする^{じ どうふく し し せつ おな ほ い く おな}児童福祉施設です。同じように保育を行う事業所ない^{ほ い く しよ}内保育所などもあります。



出産・子育て・教育



基本保育料は、必要な保育時間、保護者の住民税額とお子さんの年齢で決まります。(3～5歳児クラスに在籍する全てのお子さん、第2子目以降にあたるお子さんの基本保育料は無料です。) 申し込みは、保育課で受け付けます。

入園後、日本語によるコミュニケーションが難しいお子さんや保護者への支援を、必要に応じて行っています。必要な場合は、入園した園にご相談ください。

子ども園

認定こども園に入園する

保育課 入園・認定係 (区立・私立子ども園とも)

認定こども園は、お子さんの発達と成長を見据えて、一貫した保育・教育を行っていくことを目的とした、保育園と幼稚園の機能を併せ持つ施設です。

基本保育料は、必要な保育時間、保護者の住民税額とお子さんの年齢で決まります。(3～5歳児クラスに在籍する全てのお子さん、第2子目以降にあたるお子さんの基本保育料は無料です。) 申し込みは、幼稚園機能の利用を希望する場合は、直接認定こども園で、保育園機能の利用を希望する場合は、認可保育園等と同様に保育課で受け付けます。

入園後、日本語によるコミュニケーションが難しいお子さんや保護者への支援を、必要に応じて行っています。必要な場合は、入園した園にご相談ください。

幼稚園

区立幼稚園に入園する

学校運営課 幼稚園係

☎ 03-5273-3103

小学校入学前の3～5歳の幼児を対象にした教育施設として、区立と私立の幼稚園があります。

区立幼稚園は、3～5歳児クラスの幼稚園です。保護者とともに区内に住民登録のある幼児が対象となります。

入園料と保育料は無料です。入園の申し込みは、各幼稚園で受け付けます。詳細については、お問い合わせください。

私立幼稚園に入園する

学校運営課 幼稚園係

☎ 03-5273-3103

区内に住民登録があり、私立幼稚園等(区内・区外を問わず)に入園する園児の保護者に、保育料などの補助を実施しています。ただし、補助内容は、通う幼稚園や住民税額により異なります。詳細については、学校運営課にお問い合わせください。

小学校・中学校

区立小・中学校に入学する

学校運営課 学校運営支援係

☎ 03-5273-3089

●入学するには

日本では、小学校6年間、中学校3年間の計9年間、年齢では満6歳～15歳が義務教育とされています。

外国籍児童・生徒には就学義務はありませんが、

就学（入学）を希望する場合は、申請により認められます。お子さんと保護者の方の在留カード等をお持ちのうえ、ご相談ください。

●教育費は

区立小・中学校でかかる費用は入学金、授業料、教科書代など無料です。保護者の負担となるのは、学用品費、遠足、修学旅行費用などですが、支払いが困難な家庭には、所得基準により教育費を補助する制度があります。

その他の詳細は、教育委員会学校運営課学校運営支援係にお問い合わせください。

■特別な支援を必要とするお子さんに

☒ 教育支援課 特別支援教育係

心身に障害等があり、特別な配慮が必要な子どもの就学や転学について相談を受けています。

- 区内には、
- 発達障害の子どものためにまなびの教室（特別支援教室）
 - 知的障害の子どものために特別支援学級
 - 肢体不自由の子どものために区立新宿養護学校

があります。

また、都立の特別支援学校への就学や転学の相談にも応じています。

■日本の教育制度とは

日本の教育は、小学校6年間、中学校3年間、高等学校3年間、大学4年間が基本です。

このうち小学校と中学校は、義務教育となっています。外国籍の方には就学の義務はありませんが、区内の小学校、中学校への入学や編入が可能です。

高等学校と大学は、原則として希望者が入学試験を受けて入学します。

このほかに、日本には、小学校入学前の子

義務教育以降の教育

■日本の高等学校、大学（私費留学生の場合）に入るには

日本の公立または私立の高等学校に入学するための受験資格は、①年齢が入学しようとする年の4月1日までに15歳に達していること ②外国で9年間の学校教育を終了しているか日本の中学校を卒業または卒業見込みであることが必要です。

日本の大学は、原則として小学校から高等学校まで12年間教育を受け、18歳になっていないと入学できません。外国籍の方も同じですが、国によって就学年数が足りない場合があります。

受験について詳しくは、独立行政法人日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

☒ <http://www.jasso.go.jp/>

■外国人留学生学習奨励費

☒ 多文化共生推進課 多文化共生推進係

区内の大学院、大学、短期大学、または専修学校に1年以上在学し、区内に居住している留学生で、一定の要件を満たす方に、奨励金（年額24万円）を支給します。



児童館・児童コーナー・学童クラブ

児童館・児童コーナー

子ども総合センター・子ども家庭支援センター・児童館

区内には各地域に児童館が設置され、地域の子どもたちに健全な遊び場の提供、仲間づくり、行事、相談などを行っています（72 ページの表参照）。

また、幼児サークルや保護者の方への子育てに関する情報の提供や相談を行っています。親子のつどいの場としても利用できます。

学童クラブ

各学童クラブ

区内には、次の学童クラブがあります。

信濃町学童クラブ、本塩町学童クラブ、四谷第六小学校内学童クラブ、花園小学校内学童クラブ、きたやまぶしがくどう学童クラブ、細工町学童クラブ、東五軒町学童クラブ、榎町学童クラブ、薬王寺学童クラブ、早稲田南町学童クラブ、鶴巻小学校内学童クラブ、富久小学校内学童クラブ、富久町学童クラブ、東戸山小学校内学童クラブ、大久保小学校内学童クラブ、子ども総合センター内学童クラブ、戸山小学校内学童クラブ、百人町学童クラブ、高田馬場第一学童クラブ、高田馬場第二学童クラブ、戸塚第一小学校内学童クラブ、戸塚第二小学校内学童クラブ、落合第一小学校内学童クラブ、落合第四小学校内学童クラブ、落合第五小学校内学童クラブ

児童館の開館時間など

かいかん び とう 開館日等		ほんしおちょう じ どうかん きたやまぶし じ どう 本塩町児童館、北山伏児童 かん なかまち じ どうかん ひがし ご けんちよう 館、中町児童館、東五軒町 じ どうかん わ せ だ みなみちよう じ どう 児童館、早稲田南町児童 かん とみひさちよう じ どうかん ひやくにんちよう 館、富久町児童館、百人町 じ どうかん たかだの ば ば だいいち じ どう 児童館、高田馬場第一児童 かん かみおちあい じ どうかん なかい い 館、上落合児童館、中井児 どうかん きたしんじゆく だいいち じ どうかん 童館、北新宿第一児童館、 にししんじゆく じ どうかん 西新宿児童館		しな の まち こ かてい し 信濃町子ども家庭支 えん じ どう 援センター児童コー ナー、榎町子ども家 てい し えん じ どう 庭支援センター児童 コーナー、中落合子 ども家庭支援セン ター児童コーナー、 きたしんじゆく こ かてい し 北新宿子ども家庭支 えん じ どう 援センター児童コー ナー		やくおう じ し どうかん 薬王寺児童館、 たかだの ば ば だい に じ 高田馬場第二児 どうかん にしおちあい じ 童館、西落合児 どうかん 童館	
		9:00 ～ 18:00		9:30 ～ 18:00			
		9:00 ～ 18:00		9:30 ～ 18:00			
		9:00 ～ 18:00		9:00 ～ 18:00			
きゅうかん び 休館日		がつ にち がつ みつ か 12月29日～1月3日					
おも り ようたいしよう 主な利用対象		く ないざいじしよう ざいがく ざいきん さい み まん じ どうおよ ほ ごしや 区内在住・在学・在勤で18歳未満の児童及びその保護者					
り ようほうほう 利用方法		ほ ごしや り ようしんせいしよ き にゅう かくかん ていしゆつ り ようしろう はつこう 保護者が利用申請書を記入し、各館に提出してください。利用証を発行します。					

ブ、上落合学童クラブ、中井学童クラブ、西落合学童クラブ、北新宿第一学童クラブ、淀橋第四小学校内学童クラブ、西新宿学童クラブ

○対象

区内在住で、保護者の就労や疾病等の理由から、学童クラブの利用時間に家庭で継続的な保護が受けられない小学生で集団生活が可能な子ども

○利用方法

利用申請書に保護者の就労等を証明する書類（申請書配布時にお渡しします）を添えて、学童クラブに申し込んでください。

利用料：月額 6,000 円（生活保護を受けている方、住民税非課税世帯の方は、申請により免除される制度があります）

延長利用料：1 か月 2,000 円または 1 回 200 円

※延長利用には、別途申請が必要です。

※学校休業期間（夏休み・冬休み・春休み）のみの利用や土曜日の方の利用もできます。

○利用時間

・月～金曜日（祝休日を除く）の放課後～18:00、延長利用 18:00～19:00

・土曜日（祝休日を除く）と学校長期休業期間の月～金曜日の 9:00～18:00、延長利用 8:00～9:00、18:00～19:00

※12月29日～1月3日は休みです。

学校での日本語学習

■日本語サポート指導

教育支援課 教育センター

日本の幼稚園、小・中学校に編入してきた日本語がわからない子どもに、母語を話すことのできる指導員が、日本語の初期指導と日本の学校生活に適應するための支援をしています。指導には、教育センターに通う「教育センターでの集中指導」と、指導員を学校に派遣する「幼稚園・学校での個別指導」があります。

「教育センターでの集中指導」では、1日3時

間を基本に10日程度、主に中国語または韓国語で指導します。

「幼稚園・学校での個別指導」では、幼稚園児、小学1・2年生に50時間、小学3～6年生及び中学生に70時間の指導を行っています。また、小・中学校に進学時に再度指導をすることもあります。

指導員は、日本語の指導のほかに学校と家庭の連絡などの相談にも応じます。

これまで、多くの子どもたちが、日本語サポート指導を受けることで日本語を習得し、楽しく学校生活を送っています。

■日本語学習支援

教育支援課 教育センター

日本語による日常会話がある程度理解でき、日本語での個別の学習支援を希望する小・中学生については、放課後等に各学校へ日本語学習支援員を週2～3日程度派遣しており、日本語による教科指導と必要な日本語学習指導を受けることができます。

1回2時間を基本とし、70回（140時間）までです。中学3年生については、すでに日本語学習支援を終了した場合も、進学対策として、再度支援を受けることができます。

地域での日本語学習

■新宿区日本語教室

公益財団法人 新宿未来創造財団 地域・友好都市交流課

03-3232-5121

FAX 03-3209-1833

入門初級者（15歳以上。中学生以下を除く）の方を対象に区内各地で開催しています。

まずはあいさつから始めてみましょう！

空きがあれば学期の途中からでも参加できます。



出産・子育て・教育

詳しくはお問い合わせください。

日時：月～金曜日の9:30～11:30
18:30～20:30 (月・木曜日のみ)
1学期／4～7月、2学期／9～12月、3学期／1～3月
参加料：週1回クラス
1・2学期 2,000円
3学期 1,500円

無料日本語教室 「日本語 (にほんご) ひろば」

しんじゅく多文化共生プラザ

☎ 03-5291-5171

FAX 03-5291-5172

予約なしで参加できる無料の日本語教室です。
日本語ボランティアと一緒に勉強してみませんか。

日時：月：かんじ
火：にほんご・すべて
水：会話・初級文法
土：会話
時間：14:00～15:00
会場：しんじゅく多文化共生プラザ
(歌舞伎町 2-44-1 ハイジア 11 階)
対象：15才以上の方 (中学生を除く)

子ども日本語教室 (こどもクラブ新宿)

☎ 公益財団法人 新宿未来創造財団 地域・友好都市交流課

☎ 03-3232-5121

FAX 03-3209-1833

小学4年生～中学3年生を対象に日本語と教科
学習の支援を行っています。詳しくは電話でお問
い合わせください。

日時：火・木曜日 小学生 17:30～19:00
中学生 19:00～21:00
土曜日 中学生 17:30～20:30
会場：区立教育センター
参加費：無料

